

インターネットサービス 「ねんきんネット」を 開始しました

美波町役場の窓口で年金加入記録の確認ができます。

- 「ねんきんネット」サービスが始まりました！
平成23年2月28日から年金加入者や受給者の方が、いつでもご自身の年金加入記録をインターネットで確認することができるサービス「ねんきんネット」が始まりました。
- 最新の年金記録が確認できます！
ねんきん定期便よりも新しい年金記録を確認できます。
- 記録の漏れや誤りの発見が容易になります！
年金に加入されていない期間、標準報酬額の大きな変動など、ご確認いただきたい記録が、わかりやすく表示されています。

基礎年金番号または照会番号（ねんきん定期便等に記載）等を申込書にご記入の上、本人確認書類とともに、窓口にお持ちください。

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで
(祝日、12月29日～1月3日を除きます。)

本人確認書類について

◇本人確認書類（原本のみ有効。コピー等は不可）
運転免許証、パスポートなどの顔写真付き証明書で本人確認ができるもの。写真付きでない場合は、2種類以上の証明書が必要。

※基礎年金番号または照会番号が必要です。
ご不明な方は、年金手帳、ねんきん定期便等をご持参ください。



年金加入記録印刷イメージ



【お問い合わせ先】

役場保健福祉課 ☎77-3614

住宅に住宅用防災警報器等が必要となります。

平成16年6月の消防法改正により、一般住宅（一戸建住宅、マンション、アパート、店舗等併用住宅の住宅部分）に住宅用防災警報器等の設置が義務付けられました。（消防法第9条の2）

設置、維持についての基準は海部消防組合火災予防条例によって定められています。



義務化の背景

- 住宅火災における死者は、建物火災による死者のうち95%を占めます。
- 住宅火災の死者の過半数が65歳以上の高齢者です。
- 住宅火災の死者の7割が逃げ遅れによるものです。

設置しなければならない期日

- 新築の住宅 平成18年6月1日から設置
- 既存の住宅 平成23年5月31日までに設置が必要

住宅用防災警報器とは？

- 煙を感知して警報音を鳴らすことによって火災を知らせる機器です。

設置しなければならない箇所

- 寝室（就寝の用途に供する居室）
- 寝室へ向かう階段の上端

悪質な訪問販売等に十分注意してください

消火器と同様に、悪質な訪問販売や点検をする者が出没する恐れがありますので十分注意してください。

消防署では、住宅用防災機器等について訪問販売は一切いたしません。

- 電池式の場合は、比較的安価で購入でき、自分で設置することができます。
- AC電源式は、お近くの電気工事店及び消防用設備工事店にご相談ください。

【ご相談は】 海部消防組合 総務課予防係 ☎0884-72-0600
日和佐出張所予防係 ☎0884-77-0999

憲法週間行事

無料法律相談

徳島地方裁判所では、憲法週間の行事として次のとおり無料法律相談を行います。

当日は、弁護士が皆さんのご相談に応じますので、ご利用ください。

日時 5月12日(木)
午前9時から午後3時30分まで(要予約)

場所 徳島地方裁判所（徳島市徳島町1-5）

申込方法 電話にて申し込みください。
下記お問い合わせ先
平日午前9時から午後5時まで申し込み受付

定員 60名（先着順）

【お問い合わせ先】 徳島地方裁判所 事務局総務課庶務係
☎088-603-0111